

一般貨物自動車運送事業貸切運賃料金

(課税事業者用)

- ・平成11年3月26日近運貨振公示第2号・近運貨適公示第1号通達に基づき
公示された範囲内の運賃率表

(平成29年11月4日標準貨物自動車運送約款改正に基づき一部改訂)

貸切運賃料金

I. 距離制運賃率表

(単位:円)

車種別 キロ程	1トン車 まで	2トン車 まで	3トン車 まで	4トン車 まで	5トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を こえ2トンを 増す車種 までごとに
10 kmまで	5,700	8,100	9,650	10,990	12,400	13,750	20,280	22,250	23,280	25,870	2,590
20 "	9,380	12,960	13,870	14,810	16,370	17,980					
30 "	12,830	15,080	16,120	17,220	19,060	20,920	23,630	25,820	27,110	30,080	2,980
40 "	15,230	17,220	18,400	19,620	21,740	23,870	26,940	29,420	30,900	34,260	3,360
50 "	17,480	19,360	20,650	22,040	24,430	26,800	30,240	33,010	34,690	38,400	3,710
60 "	19,370	21,470	22,930	24,470	27,110	29,750	33,560	36,640	38,500	42,490	4,000
70 "	21,300	23,620	25,190	26,890	29,760	32,680	36,890	40,220	42,300	46,480	4,180
80 "	23,180	25,730	27,440	29,290	32,450	35,600	40,210	43,810	46,100	50,460	4,360
90 "	25,080	27,840	29,740	31,720	35,110	38,590	43,510	47,400	49,900	54,430	4,540
100 "	27,100	29,980	32,000	34,130	37,800	41,500	46,850	51,000	53,700	58,430	4,730
110 "	28,250	31,300	33,400	35,620	39,460	43,310	48,880	53,210	56,050	60,910	4,860
120 "	29,420	32,600	34,780	37,140	41,100	45,120	50,930	55,400	58,400	63,440	5,040
130 "	30,600	33,910	36,180	38,620	42,770	46,940	52,980	57,610	60,790	65,960	5,170
140 "	31,750	35,230	37,570	40,120	44,420	48,780	55,020	59,810	63,110	68,460	5,350
150 "	32,940	36,540	38,980	41,620	46,060	50,600	57,080	62,040	65,500	71,000	5,510
160 "	34,100	37,840	40,370	43,130	47,720	52,390	59,160	64,210	67,840	73,510	5,680
170 "	35,280	39,170	41,750	44,600	49,400	54,200	61,180	66,430	70,190	76,030	5,840
180 "	36,420	40,460	43,150	46,100	51,050	56,040	63,260	68,620	72,550	78,530	5,980
190 "	37,610	41,770	44,530	47,590	52,700	57,860	65,300	70,850	74,900	81,050	6,140
200 "	38,770	43,100	45,940	49,090	54,350	59,680	67,370	73,030	77,270	83,590	6,320
200kmを超え 500kmまで 20kmまでを 増すごとに	2,080	2,300	2,470	2,630	2,930	3,220	3,620	3,920	4,150	4,700	550
500kmを超え 50kmまでを 増すごとに	5,220	5,780	6,170	6,560	7,300	8,030	9,020	9,790	10,370	11,770	1,400

II. 時間制運賃率表

(単位:円)

種別		車種別	1トン車	2トン車	3トン車	4トン車	5トン車	6トン車	8トン車	10トン車	12トン車	14トン車	14トン車をこえ2トンを増す車種までごとに
			まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 3t車まで80km、 3t車をこえるもの 100km	25,500	28,310	30,190	33,340	36,910	39,240	43,260	47,260	51,730	56,090	4,360
	4時間制	基礎走行キロ 3t車まで40km、 3t車をこえるもの 50km	15,300	16,970	18,070	20,000	21,190	22,420	25,210	27,650	30,120	32,450	2,330
加算額	基礎走行キロをこえる場合は、10kmまでを増やすごとに		480	550	590	610	620	640	700	770	780	820	40
	基礎作業時間を超える場合は、1時間までを増やすごとに(4時間制の場合であって午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算します。)		2,580	2,840	3,040	3,240	3,590	3,890	4,340	4,820	5,090	5,540	460

III. 諸料金

1. 積込料及び取卸料

(単位:円)

	上限	下限
1時間ごとに	1,200	950

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受
※作業員1人あたりの料金

2. 待機時間料

(単位:円)

	上限	下限
30分を超える場合において30分までごとに	1,500	500

3. 地区割増料

(単位:円)

種別	車種別											
	1トン車	2トン車	3トン車	4トン車	5トン車	6トン車	8トン車	10トン車	12トン車	14トン車	14トン車をこえ2トンを増す車種までごとに	
	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	
東京都特別区 大阪市	870	980	980	1,040	1,140	1,240	1,330	1,450	1,530	1,680	150	
札幌市・仙台市・千葉市・船橋市・川崎市・横浜市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・東大阪市・堺市・尼崎市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市・鹿児島市	570	570	570	680	680	780	870	870	980	1,090	110	

IV. 運賃割増率

1. 品目割増

項目	内訳	割増率
易損品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
危険品	1. 高圧ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束による。 但し特定毒物については、5割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びそれに類するもの	10割以上の臨時の約束による。
特殊物件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2割
	2. 屍体	5割
汚わい品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4割
貴重品・高価品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束による。
--	----------------

3. 特殊車両割増

冷蔵車・コンクリートミキサー車	2割
冷凍車	3割

4. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	3割
---	----

5. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自11月16日 至 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県 岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡	自12月 1日 至 3月31日	2割

6. 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る。	2割
------------------	----

7. 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	3割
----------------------	----